

令和3年第13回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年12月27日 午後2時03分から午後3時34分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	欠					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田隲 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第13回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小島 保 委員 松永 貴夫

11. 議決事項及び議事の要領

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請1番について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、善能寺の桜木です。地目は畑で、地積は68㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 入西地区 齊藤委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 先日現地を確認したところ、柿の木と栗の木があり、適正に管理されていました。1番案件の譲受人は、所有している農地の営農が適切にできています。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第47号については許可と決定します。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請については、まずは1番から4番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の原です。地目は畑で、地積は384㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となってお

り、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、中小坂の原です。地目は畑で、地積は302㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は小沼の熊野、ほか8筆です。地目は田で、地積は計6,942.21㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由はデイサービス施設で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当しますが、農地法第4条第6項ただし書きに該当する事業を転用目的としていることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、合併浄化槽を経て道路側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、青木の宮町です。地目は畑で、地積は376㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番、2番 三芳野地区 中里委員 3番 三芳野地区 高橋委員

4番 三芳野地区 栗原（一）委員

（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委員 1番と2番案件の譲渡人は同じため、一括して説明させていただきます。譲渡人は、現在体調を崩しており、営農はしていないため、順次土地を手放している状況です。周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件については、以前許可を受けているもので、今回、譲渡人が変更となり、賃借権設定から所有権移転になりましたが、事業計画に変更はありません。公益性の高い施設であり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の譲渡人は、農業を行っていません。周辺は市街化が著しく、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 1番から4番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

ないようですので続けます。それでは、5番から9番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

5番案件の所在地は上吉田の田端、ほか4筆です。地目は畑で、地積は計404.6㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか2筆です。地目は田で、地積は計310㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は上吉田の田端、ほか2筆です。地目は田で、地積は計309㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は、上吉田の田端です。地目は田で、地積は331㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は上吉田の田端です。地目は田で、地積は331㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
5番～9番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 5番案件の申請地は、水が溢れたり、閑散期には水が枯れてしまうなど耕作が難しい土地でした。両親の代は大農家でしたが、二人が亡くなったことや市街化が進んだことにより土地を手放すことになりました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番と7番案件の譲渡人は同じため、一括して説明いたします。申請地は変形した田で、水を入れれば溢れてしまうような農地で、田植えには機械が使えないような難しい土地でした。以前は田植えをしてもらっていましたが、耕作には不向きであるため、土地を手放すことにしました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 8番と9番案件の譲渡人は同じため、一括して説明いたします。譲渡人は稲作ができず、申請地は耕作してもらっていましたが、耕作者が亡くなり、農地を手

放すことにしました。合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 5 番から 9 番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

ないようですので、10 番から 13 番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

10 番案件の所在地は、新堀の橋場、ほか 3 筆です。地目は畑で、地積は計 315 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。農地内には看板が立っていますが、代理人に確認したところ、営農に支障を生ずる構造ではないことを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

11 番案件の所在地は善能寺の西山、ほか 1 筆です。地目は畑で、地積は計 302 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

12 番案件の所在地は、長岡の中耕地です。地目は田で、地積は 359 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

13 番案件の所在地は北峰の中原、ほか 3 筆です。地目は畑で、地積は計 32

3. 77 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
10番～12番 入西地区 齊藤委員 13番 入西地区 根本委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 10番案件の土地は適正に管理されていました。譲渡人は耕作をしておらず、土地を手放すことになりました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委 員 11番案件の周辺一帯の農地は、しばらく耕作されていないようでしたが、保全管理はされていました。譲渡人は市外に住んでおり、耕作は難しい状況です。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委 員 12番案件の土地は適正に管理されていました。譲渡人は耕作していないため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委 員 13番案件の土地は適正に管理されていました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 10番から13番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第48号は許可相当と決定します。

議案第49号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第49号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1 2 月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分のみで、4 件、1 1 筆、面積は 9, 2 3 3 m²です。解約は 1 件、4 筆で、面積は 3, 2 5 8 m²です。令和 4 年 1 月 1 日設定後の利用集積面積は、3, 0 1 4, 7 5 3. 2 8 m²となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

議 長 ご質疑等がございますか。

ないようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第 4 9 号は、原案のとおり決定します。

議案第 5 0 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議 長 議案第 5 0 号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。本日は、議案の説明のために農業振興課職員が出席しています。まずは、農業振興課職員より説明してください。

職 員 今回の農用地区域の除外申出理由は、既存の資材置場の敷地拡張によるものです。農用地区域の除外にあたり、J A 及び当該申出地が受益地となっている入西北部土地改良区に対し、法令に基づく意見照会を行いました。双方から、除外は「やむを得ない」との回答をいただいております。

議 長 つづいて、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

土地の所在地は、戸口の笠木です。地目は田で、地積は 2 2 3 m²、除外申出面積も 2 2 3 m²です。転用の目的は資材置場の敷地拡張です。事業計画者及び所有者は議案書に記載のとおりです。

申出地は、先日、坂戸市農業振興課の職員及び川越農林振興センターの職員と現地確認を行い、適正に管理されているのを確認しました。また、担当部署からの指摘等はありませんでした。

農地転用許可基準の立地基準は、1 0 ヘクタール以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第 1 種農地に該当すると考えられますが、事業の目的が、不許可の例外を規定している農地法施行規則第 3 5 条第 5 号に規定する既存の施設の拡張に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水はコンクリート敷き等による地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番 入西地区 新井委員

（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委 員 先日、現場確認とともに事業計画者と所有者からお話を伺ってきました。
自宅兼事業所の北側は、昨年農地転用をして、資材置場として使用していますが、自宅の脇を何度も作業車が行き来して危険だということです。そこで、敷地の東側は道路に接道しているため、今後はそこから車両が出入りできるよう、資材置場の敷地拡張を計画したとのことです。
関係課及び近隣土地所有者との調整は済んでおり、周辺農地への対応としては、隣地境界より1～1.5m手前から盛土を行い、その上に土嚢を設置し、土砂の流出を最小限にしたいと話していました。
小委員会では申出はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ご質疑等がございますか。

委 員 農振地域の農用地の図面があればいただきたいです。

職 員 農振農用地は筆で管理していますので、詳細については、農業振興課に問い合わせいただければと思います。大まかにエリア分けをした地図の配布は可能と考えますので、検討いたします。

委 員 よろしくをお願いします。

議 長 それでは、採決を行います。
議案第50号 坂戸農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見について、農用地からの除外案件については「やむを得ない」と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第50号に対する意見は「やむを得ない」と決定し、坂戸市長へ回答いたします。

報告第15号 専決処分の報告について

議 長 報告第15号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出8件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出2件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和3年第13回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年12月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員